

箕面市学校徴収金システム更新等業務委託にかかる

業務受託仕様書

令和5年6月

【箕面市学校徴収金システム等更新業務委託】

1. 業務名

箕面市学校徴収金システム等更新業務委託

2. 目的

平成31年4月、箕面市教育委員会事務局内に学校事務センターを設置し、学校で行っていた学校徴収金業務を学校事務センターで集約処理するため学校徴収金システムを導入した。

令和6年3月に学校徴収金システム保守期間が満了を迎えるが、引き続き学校事務センターで学校徴収金業務の集約処理を行うため、学校徴収金システムの更新等業務委託を行う。

3. 履行期間

(1) 学校徴収金システムの開発及び導入期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月31日

※履行期間内にシステムの構築・設定・担当職員への操作説明・仮稼働(デモンストレーション等)等を行い、スムーズに本稼働できるよう協力・支援すること。

(2) 学校徴収金システム稼働開始予定日

令和6年(2024年)4月1日

4. 調達業務等

以下の各項目及び「学校徴収金システム機能要件書」(別紙2)に定める機能を持った提案システムを導入し、稼働させるために必要な作業一切を含むものとする。

(1) 提案システムの設計・調達・設定・調整

①これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。

(2) 提案システムの稼働に必要なハードウェア(ネットワーク機器含む)の設計・調達・設定・調整

①ハードウェアの詳細については「5-1. 基本要件」に定める。

②本市へ納入された物品の所有権は、受託者から本市に移転し、同時に、その納入物品は本市に対し引渡されたものとする。

③本仕様書に基づく委託契約後、最低5年間は保守部品が供給されること。

- ④提案システムを正常に稼働させるために必要なLANケーブル等のケーブル調達及び配線作業を含む。
- ⑤これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。
- (3) 提案システムの稼働に必要なソフトウェアの調達・インストール・設定・調整
 - ①(2)にて規定したハードウェアへのインストール・設定・調整を含む。
 - ②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。
- (4) クラウドサービスの設計・調達・設定・調整
 - ①信頼性、安全性の高いクラウドサービスの導入をすること。
 - ②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。
- (5) 学齢簿システムとのデータ連携
 - ①日次、学齢簿データとの同期を図る設定とする。
 - ②データ連携時は外字対応すること。なお、外字環境はJIS2004として、外字対応の方法は本市が提供するEUDC.TTEファイルを全端末に適用作業すること。
 - ③これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。
- (6) 現行システムから提案システムへのデータ移行計画の作成、データ移行及び移行検証作業
 - ①現行ベンダーからのデータ抽出費用は箕面市で負担するが、抽出後の作業費用等は受託者で負担するものとする。なお、抽出時期、回数、レイアウト等の詳細は、契約後に協議、調整し、決定することとする。
 - ②これに必要な現行ベンダーへの各種調整を含む。
- (7) 本市セキュリティポリシーを踏まえた対応
 - ①個人情報を扱う提案システムにおいて、本市セキュリティポリシーに準拠したセキュリティ対策を施したシステムの導入及び運用・保守体制をとること。
 - ②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。
- (8) 本市の指定する形式での実施手順書の作成。
- (9) 稼働に向けて必要となるテスト作業やドキュメントの作成
- (10) 運用にあたって必要となる諸検証作業
- (11) 提案システム導入にあたっての研修計画の作成と、本市職員への研修の実施
- (12) マニュアル等、提案システムの稼働にあたり必要なドキュメントの作成

(13) 本稼働立ち会い

5. 提案システム

以下の要件を満たすシステムを導入すること。

5-1. 基本要件

(1) サーバ

- ①提案システムは、クラウドサービスで導入するものとし、原則サーバ機器はデータセンターに設置すること。
- ②オンラインサービスは6時～22時までの稼働を担保すること。なお、本市の開庁時間中（8時45分～17時15分）は、大規模災害を除きオンラインサービスが停止することがないように冗長性を持たせ、万が一オンラインサービスが停止しても迅速に復旧できる可用性、信頼性の高いシステム構成とすること。
- ③提案システム稼働に係るサーバに、セキュリティ対策ソフトを導入すること。

(2) ハードウェア・プリンタ・ネットワーク機器

提案システムにおいて市職員が使用するハードウェアは、以下に示す要件を満たすこと。

①端末 9台

- ・デスクトップ型
- ・OS:Windows11Pro
- ・CPU:インテル Core i5以上
- ・メモリ:8GB以上
- ・ストレージ:SSD512GB以上
- ・デバイス制御(設定作業を含む)

②ファイル共有システム(NAS)

- ・NAS本体
- ・UPS

③プリンタ 1台

- ・モノクロレーザー
- ・A3対応
- ・両面印刷対応

④ネットワーク機器

ネットワーク図(別図)を参考に、業務を行うための必要なネットワーク機器を調達し設定すること。本市とデータセンターとの通信回

線はLGWANとする。

(3) ソフトウェア

- ① (2) で示したハードウェアで利用できる学校徴収金システムを導入すること。
- ② 提案システムで稼働する端末で利用するオフィスソフトは「Microsoft office Professional 2021」とすること。

(4) セキュリティソフト

市指定のセキュリティソフトを導入する全端末及びファイル共有システム (NAS) にインストールすること。

5-2. 業務パッケージ要件

提案する業務パッケージは、以下の要件を満たすこととする。

- (1) 機能要件書 (別紙2) に記載されている内容を十分に読み取った上で、機能要件書に示す各業務機能を実装すること。
- (2) 法改正に対する改修費は、システムの根幹に影響するような大規模改修や国や府からの補助金交付の対象となる改修を除き、原則、システム保守内で対応することで追加費用が発生しないものとする。

5-3. クラウドサービス

- (1) 通信回線の回線帯域については、データ容量を考慮したうえで、業務が遅滞することのないレスポンス時間を確保できる帯域を選定すること。システム本稼働後に、業務が遅滞するレスポンス時間と判断した場合は、受託者の責において真摯に改善の対策を講じること。また、データセンターとの通信においては、転送データの暗号化等のセキュリティレベルの強化を図ること。

(参考) 箕面市学校徴収金システムで管理が必要な件数

項目	件数
管理が必要な学校数	小学校 14 校・中学校 8 校
管理が必要な児童生徒数	約 13,000 人

- (2) クラウドサービスで利用するデータセンターは国内法の適用が及ぶ場所に設置すること。
- (3) データバックアップ、サーバの運用監視、保守については、提案システム保守業務委託の範囲内で実施すること。
- (4) クラウドサービスの提供に用いるハードウェアについて、障害が発生しても業務を継続できるよう、冗長化等の対策をとること。

(5) クラウドサービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器等について、以下のセキュリティ対策を講じていること。

- ①プラットフォーム、サーバ、ストレージについてコンピュータウイルス等に対する対策を講じていること。
- ②外部及び内部からの不正アクセスを防止する措置（ファイアウォールの導入等）を講じていること。
- ③サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムが設置されている建物（情報処理施設）については、免震構造（建物の振動を緩和する仕組）又は耐震構造（強い振動にも耐えうる頑強な構造）を採用した建物を利用すること。停電や電力障害が生じた場合に電源を確保するための対策を講じること。水害・火災・落雷対策が行われ、機器等の発熱を抑えるのに十分な空調設備を有すること。
- ④サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムが設置されている建物（情報処理施設）の重要な物理的セキュリティ境界に対し、従業員及び出入りを許可された外部組織等に対する入退室管理を行い、入退室記録を作成し、適切な期間保存すること。重要な物理的セキュリティ境界に対して監視カメラを設置し、その稼働時間と監視範囲を定めて監視を行うこと。また、監視カメラの映像を予め定められた期間保存すること。

5-4. 運用リスク対策

- (1) 業務パッケージによるそれぞれの操作は、パッケージ内で操作ログが蓄積され、容易に確認ができること。
- (2) サーバ、クライアント等機器のローカル環境は、管理者以外のユーザーがアクセスできる範囲を制御できること。
- (3) クライアント端末へのログインはID・パスワードによる認証の仕組みを構築すること。

6. データ移行

提案するシステムへのデータ移行は、原則、現行システムの全データを移行するものとする。ただし、提案するシステムで保持できない、保持する必要のないデータについては本市と協議すること。

7. 再更新時の機器廃棄

提案システムを再更新する際に必要となるハードウェア・プリンタ・ネッ

トワーク機器の廃棄に係る費用を含めること。

【箕面市学校徴収金システム保守業務委託】

1. 業務名

箕面市学校徴収金システム保守業務委託

2. 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日（長期継続契約）

3. システム保守要件

提案システムの円滑な運用を維持し、かつ業務の処理効率の維持・向上や、市民サービス等の安定・正確な提供を目的とする。箕面市学校徴収金システム保守業務委託の内容は、提案システムの稼働を維持し、上述の目的を達成するため、次に示す一切の作業とする。

3-1. 稼働維持支援

- (1) 提案システムの運用支援体制を提示し、本市の承認を得ること。
- (2) 提案システムの運用に関する相談対応、最新情報・事例の情報提供を行うこと。
- (3) インシデント管理を行い、対応状況を定期的に報告すること。
- (4) 提案システムに障害が発生した場合の対応だけではなく、それらの発生を未然に防ぐために必要な措置を行うこと。
- (5) 提案システムの変更作業等、オンライン業務に影響を与える作業については、業務に影響がない時間帯に委託者と協議のうえ、対応が可能なこと。
- (6) 提案システムのネットワーク構成、ハードウェア構成、ソフトウェア構成を正しく把握・管理し、ネットワーク構成図、ハードウェア一覧、ソフトウェア一覧等のドキュメントを作成・管理すること。
- (7) 運用・操作マニュアルを提供し、システム等変更があった場合もその都度速やかに改訂版を提供すること。
- (8) クラウドサービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器等について、以下の運用管理を行うこと。
 - ①情報セキュリティ監視（稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視等）の実施基準・手順等を定め、データセンターにおいては専門知識・技術を有する人員により監視を行うこと。
 - ②稼働監視（応答確認等）を行うこと。

- ③障害監視（サービスが正常に動作していることの確認）を行うこと。
 - ④パフォーマンス監視（サービスのレスポンス時間の監視）を行うこと。
 - ⑤監視結果（稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視）により、障害等の異常を検知した場合は、本市に速報を通知すること。
 - ⑥監視結果（稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視）について定期報告書の作成、本市への報告を行うこと。
 - ⑦技術的ぜい弱性に関する情報（OS、その他ソフトウェアのパッチ発行情報等）の定期的収集、適用検証、適用作業を行うこと。
 - ⑧コンピュータウイルス対策を講じ、パターンファイルを常に最新に更新すること。
 - ⑨利用者データ、アプリケーションやサーバ・ストレージ等の管理情報及びシステム構成情報の定期的なバックアップを実施すること。バックアップの世代管理方法、バックアップの実施インターバル、バックアップのリストア方法等を明確にすること。バックアップされた情報が正常に記録され、正しく読み出すことができるかどうかについて定期的に確認すること。
- (9) クライアント端末等のハードウェア、Office等のソフトウェアのぜい弱性に関する情報の定期的収集、適用検証、適用作業を行うこと。

3-2. ハードウェア保守

- (1) ハードウェアのバグや不具合の対応は、システム保守内で対応すること。
- (2) 提案システムで使用するハードウェアの構成・情報を管理すること。

3-3. ソフトウェア保守

- (1) ソフトウェアのバグや不具合の対応は、保守内で対応すること。
- (2) 提案システムで使用するソフトウェアの構成・情報を管理すること。

3-4. 業務パッケージ保守

- (1) サーバ機器・端末機器更新時に業務パッケージにかかる経費を発生させないこと。
- (2) 業務パッケージのバージョンアップを継続的に行うこと。バージョンアップの際は、事前にテスト環境を用いて検証を行うこと。また、事前に内容の説明を行うこと。
- (3) 法改正に対する改修費は、システムの根幹に影響するような大規模改

修や国や府からの補助金交付の対象となる改修を除き、原則、システム保守内で対応すること。追加費用が発生する場合は、速やかに本市と協議すること。

- (4) 業務パッケージのバグの対応については、システム保守内で対応すること。
- (5) 業務に関する設定変更が必要な場合は、速やかに対応すること。

3-5. 障害対応

- (1) 障害時の迅速な原因分析・復旧のための体制を提示し、本市の承認を得ること。
- (2) 障害発生時の原因分析・復旧においては、ハードウェアとソフトウェアのシームレスな対応を行い、速やかに復旧作業にあたること。
- (3) 収集した障害情報を基に原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正処理・予防措置を講じること。また、障害の原因、影響範囲、対処方法、再発防止策を取りまとめ、障害報告書として本市に報告すること。

3-6. データ移行作業

- (1) 将来的に、提案システムを他システムへ切り替えることになった場合を考慮し、本契約には以下の作業の費用を含め提案すること。
 - ①本市の求めに応じて、最新のファイルレイアウト等の資料を提出すること。
 - ②本市指定のファイル形式による移行データの抽出に係る手順書を提供すること。

3-7. データ消去作業

- (1) サーバの廃棄等を行う場合は、本市セキュリティポリシーに定めた方法でデータの消去を行い、データ消去証明書を発行すること。
- (2) ハードディスクドライブ等の故障に伴い、ハードディスクドライブ等を廃棄する場合も同様とする。

【共通事項】

1. その他

本システム導入5年後に想定している機器更新に伴うシステム及びデータ移行にかかる経費についても、本入札において別途提出させる見積書（様式20-1）記載の金額を上限とし、当該業務に係る契約締結時に協議するものとする。

また、本システムを再更新する際、他社のシステムを導入する場合に必要な本システムからのデータの抽出に係る費用は、本入札において別途提出させる見積書（様式20-2）記載の金額を上限とし、当該抽出業務に係る契約締結時に協議するものとする。

なお、再更新する際引き続き同一社のシステムを導入する場合には、当該経費は支払わないものとする。

2. 補則

本仕様に定めのない事項については事業者と箕面市教育委員会が協議の上、決定する。

(別図)

【ネットワーク図】学校徴収金システム

